

## 西脇市ロゴマーク取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、市がシティプロモーションを目的として制作したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用者（以下「使用者」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 ロゴマークの構成

ロゴマークは、「シンボルマーク」及び「コンセプトテキスト」の組み合わせで構成される。なお、組み合わせ方は縦横を問わない。

詳細は別紙「西脇市ロゴマークデザインマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）を参照のこと。

〈シンボルマーク〉

〈コンセプトテキスト〉



**NIHONNO  
HESONOÓ**

### 3 ロゴマークの編集

ロゴマークは、デザインマニュアルに基づき、社会への浸透具合や掲載媒体に合わせて使い分けるものとする。また、中央の星の部分に、アピールしたい西脇市の地域資源等を描くことができる「ビッグスター表示」においては、使用者が編集して使用することができる。

### 4 権利の帰属

ロゴマークに係る一切の権利は西脇市に帰属する。

### 5 ロゴマークの使用

ロゴマークは、次項に抵触しない限り、無償で使用することができる。

### 6 遵守事項

ロゴマークは、次の事項に該当する場合又は該当するおそれがある場合は、使用できない。

- (1) 市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- (4) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合

- (5) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- (6) 特定の個人又は団体のロゴマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- (7) 特定の個人・団体等への中傷などを助長するおそれのある場合
- (8) その他西脇市が適切でないと認めた場合

7 使用の改善又は中止

前項に反した利用を発見した場合は、市は使用者に対して改善又は使用の中止を求めることができる。

8 その他

- (1) ロゴマークの使用によって生じる問題等について、市は一切の責を負わない。
- (2) ロゴマークは、予告なく変更や使用を中止することがある。